明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

4　「益金算入額の合計額　(14)」の欄は、当該事業年度又は連結事業年度終了の日までに租税特別措置法第57条の4第5項又は第68条の54第4項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額の合計額を記載すること。

別表十二(六)を別表十二(七)とし、別表十二(五)から別表十二(五)までを二表ずつ繰り下げ、別表十二(一)の次に次の二表を加える。

別表十二（二）　新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

投資事業有限責任組合の名称	1		当期積立額		4	円
特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた日	2	平　・　・	積立限度額の計算	適用事業年度終了の時において有する新事業開拓事業者の株式の帳簿価額の合計額	5	
				積立限度額 (5)×80/100	6	
認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間	3	平　・　・ 平　・　・	積立限度超過額 (4)－(6)		7	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）